

特記仕様書

1. 本業務委託は、水道水の有効利用のため配水管路・給水管・消火栓等の漏水防止調査業務を行うものである。
2. 受託者は、特記仕様書・設計書に基づき誠意をもって業務を遂行すること。
3. 受託者は、契約の翌日から7日以内に着手届・主任技術者選任届・同経歴書・工程表・内訳書・従事者届出書・調査計画書等必要書類を提出すること。業務着手前に道路使用許可書（写し）を提出すること。
4. 受託者は、調査着手より7日以前に対象地域に対して調査通知書を配布すること。
5. 受託者は、期限内に所定の業務を完了し、以下の必要書類を提出すること。
調査日報（業務完了までの全ての日数）・完了届・完了検査願・調査報告書・漏水箇所一覧表及び位置図・現場写真・写真撮影箇所位置図等
6. 受託者は、交通安全に十分注意し、必要な安全対策を行うこと。また、市道3001号線及び、府道上狛城陽線において調査を行う際は、交通誘導員を配置し、調査を行うこと。

交通誘導員の配置員数は次による	交通誘導員 B 1名
-----------------	------------

報告書は、下記の項目の結果及び分析、経済的効果を記載すること。

記

1. 調査の結果
 - ア、調査通知書配布の結果
 - イ、現場下見調査の結果
 - ウ、戸別音聴調査の結果
 - エ、路面音聴・弁栓（消火栓・仕切弁）音調査の結果
 - オ、漏水確認調査の結果
2. 調査結果の分析
 - ア、漏水等の分類
 - イ、各音聴調査等の分析
 - ウ、漏水の形態からの分析
3. 調査の経済的効果
 - ア、配水量に対する効果
 - イ、経済効果

漏水防止調査業務内容

1. 調査通知書配布

漏水防止調査を実施する前に調査通知書「水道管漏水調査について（お知らせ）」を調査区域内の各戸に配布すること。

2. 現場下見調査

調査対象地区に対し、配水管口径・給水管・仕切弁・消火栓等の管網を管路図と照合し、十分に把握した上で調査すること。

3. 戸別音聴調査

各戸の水道メーターもしくは止水栓に対して簡易音聴棒を用い入念に音聴し、漏水の有無を確認すること。

調査の結果で得られた漏水又は漏水疑似音は、速やかに場所及び氏名等を記入した報告書により報告及び現地の写真を提出すること。

なお、身分証明書を常時携帯し、民地に立ち入る場合には、必ず住民の許しを得てから作業に従事すること。

4. 路面音聴・弁栓（消火栓・仕切弁）音聴調査

全管路上を対象に、漏水探知器を用いて漏水調査及び路面音を音聴することにより、漏水の有無を確認すること。

調査は、使用水量・交通量の少ない夜間に実施し入念に音聴すること。

なお、調査中は交通安全に十分注意し、必要な安全対策を図ること。

5. 漏水確認調査

漏水と思われる異常箇所に対しては、ボーリングバー等で最終確認を行い、漏水地点にスプレー等にてマーキングをすること。

6. 報告書作成

漏水報告書（漏水原因及び漏水箇所がわかる書類）を作成すると共に、漏水の発見状況から今後の維持管理上の対策を主体とした有効な提案を行うこと。

7. 写真の提出

写真は、工種ごとに撮影して提出すること。

1) 下見調査

調査対象地区において、標示板に調査地の場所及び下見調査項目を記入して撮影すること。(2 kmおきに撮影すること。)

2) 調査通知書配布

各戸の調査通知書配布状況を標示板に記入して撮影すること。(50戸おきに撮影すること。)

3) 戸別音聴調査

各戸の音聴調査状況を標示板に記入して撮影すること。(50戸おきに撮影し、撮影箇所を図示すること。)

4) 路面音聴・弁栓音聴調査

調査対象地区において、標示板に調査地の場所及び調査項目を記入し、機器を用いて調査しているところを撮影すること。(1 kmおきに撮影すること。)

5) 漏水確認調査

異常箇所において、標示板に調査地の場所及び確認調査項目を記入して撮影すること。

個人情報保護に関する特記仕様書

この契約（工事請負、物品購入、業務委託、賃貸借等）に係る業務（以下「委託業務」という。）を履行するために受託者（受注者）が講ずるべき、個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置は次のとおりであるので、委託業務を履行するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用する同条第1項の規定を遵守し、個人情報を保護しなければならない。

- (1) 委託業務に係る秘密を保持すること。
- (2) 個人情報を厳重に管理すること。
- (3) 個人情報を委託業務を履行する目的以外に使用しないこと。
- (4) 個人情報を第三者に提供しないこと。
- (5) 城陽市公営企業管理者の承諾を受けることなく、委託業務の処理を第三者に請け負わせ、又は再委託しないこと。
- (6) 城陽市公営企業管理者の承諾を受けることなく、個人情報の複写又は複製をしないこと。
- (7) 委託業務の処理を完了したときは、個人情報（複写又は複製したものを含む。）を直ちに返還し、又は廃棄すること。
- (8) 城陽市公営企業管理者が必要と認めて委託業務の処理状況又は個人情報の管理に関する調査を行うときは、これに応じること。
- (9) 委託業務の処理に関し事故が発生したときは、直ちに、城陽市公営企業管理者に報告し、指示に従うこと。
- (10) 自己の責めに帰する事由により、城陽市公営企業管理者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。
- (11) その他城陽市公営企業管理者が必要と認めて指示する事項を遵守すること。